

環境学習センター団体登録について

1. 環境学習センター会議室の使用について

- ・環境学習センターが使用しない場合は、使用許可申請により一般（営利目的を除く）に貸し出すことが可能
- ・利用料金は次のとおり（※料金は令和7年4月より適用）

環境フロア

使用区分・時間 使用場所	基本料金（円）		
	午前	午後	全日
	9時～12時	13時～17時	9時～17時
会議室1	700	930	1,870
会議室2	700	930	1,870
会議室3	460	610	1,240
教室（全会議室）	2,350	3,130	6,270

2. 環境の保全に関する活動を行う団体は減免措置あり

環境学習センター団体登録を行うことにより、無料で使用可能

※登録期間内であっても運営主体が指定管理者に変更になった場合は、取扱いが変更となる可能性があります。

（1）団体登録の主な要件

- ・環境の保全に関する活動を行う団体であること
- ・団体の構成員が5名以上であること
- ・市内で活動を行う団体であること
- ・在住団体、在勤団体、在学団体、複合団体のいずれかの団体であること

（2）団体登録申請方法

- ・団体登録申請書に、団体の目的・活動内容等を記載し、次の資料を添付して申請

【添付書類】

- ・団体の規約、会則
- ・会員名簿
- ・活動計画書